

お知らせ

令和3年12月24日
岡山市都市整備局
住宅・建築部建築指導課

岡山市建築基準法取扱基準の公表について

① 「岡山市建築基準法取扱基準」の公表について

建築物は、その敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めた技術法令である建築基準法により一律に規制を受けることとなっていますが、その機能、形態、立地条件等は各々の計画で異なるものであることが当然であり、計画が法に適合しているかについては、各々の計画ごとに個別に判断せざるを得ない場合も多くあります。

このたび、建築基準法令の解釈及び運用に関し、窓口で問合せの多い事項や条文の解釈等について岡山市の考え方を示すため、従前から内規や審査マニュアル等により運用してきた事項を「岡山市建築基準法取扱基準」として取りまとめ、令和3年12月24日に建築指導課のホームページにて公表しましたのでお知らせします。

今後も順次取り扱いを追加しホームページ上で公表していく予定ですので、定期的に更新の確認をお願いします。



② 運用開始日・適用区域

一定の周知期間を確保するため、令和4年4月1日から本取り扱いによる運用を開始しますので、運用開始日以降の申請（申請行為が発生しない工事である場合は、当該工事の着手）から、本基準を適用します。

また、本基準は岡山市内のみを適用区域としています。

問い合わせ先：

※法の取り扱い全般・確認申請に関すること
審査係 086-803-1446(直通)
※許可・認定・位置指定道路に関すること
指導係 086-803-1444(直通)

※構造・昇降機・工作物に関すること
構造審査係 086-803-1447(直通)
※12条5項報告・違反建築物に関すること
建築安全推進係 086-803-1445(直通)